

2009 年 12 月の動向について

1. はじめに

皆様、明けましておめでとうございます。2010 年も景気の悪化に加え、公共投資の大幅削減など、建設業者の皆様にとっては厳しい状況が続くと思われませんが、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

前回まで、民主党新政権の政策について、私が今思っていることを随筆風にかかせていただきました。

その後 12 月に入り、4 日付で中小企業金融円滑化法が公布、施行されました。また、22 日に平成 22 年度税制改正大綱が発表され、25 日には 2 次補正予算が 7.2 兆円の規模とすることで閣議決定、25 日には平成 22 年度一般会計予算案が 92.3 兆円で閣議決定されました。30 日になり、本稿で何度も申し上げてきました長期的な成長戦略が、「新成長戦略(基本方針)」として公表されました。ただし、本来、来年度予算は長期成長戦略をベースとして策定されるべきものであり、先に一般会計予算案が決まってしまうのはいかげんのかという気がします。

今月は、これら 12 月に明らかになった事項から、主として中小の建設業者に係わる点について解説してまいります。

2. 中小企業金融円滑化法

中小企業金融円滑化法は、「・・・中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定・・・」がその目的とされています。具体的には、中小企業者等の資金繰りに関し、借り手から申請を受けた金融機関はできる限り返済条件の見直しに応じるように努めなければならないというものです。ここで、中小企業者とは、業種により定義が異なるのですが、建設業や一般的な製造業は、資本金 3 億円以下または従業員数 300 名以下の会社または個人事業者とされています。また、返済条件の変更とは、返済猶予や金利減免、返済期限の延長、債権放棄などが考えられます。ただし、この法律は金融機関に対する努力義務を定めたものであり、どのような会社でも返済条件の変更が可能となるという保証はありません。返済条件の変更を希望する方は、まずは借入先の金融機関に相談されることをお勧めします。

3. 税制改正大綱

中小企業に対する課税については、民主党マニフェストでは法人税率について、18%から 11%へ引

下げがうたわれていましたが、税収減のおりから今回は見送りとなりました。

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入措置(いわゆる一人オーナーに対して支給する給与の額について、一定の条件に該当する場合には、給与所得控除相当額が損金不算入になる制度)は、平成 22 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から廃止になります。これは、民主党のマニフェストどおりです。その他の法人税法の改正は、従来の措置の延長がほとんどです。

資産課税に関して、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、現行の 500 万円の非課税限度が、2000 万円の所得制限を付した上で、平成 22 年は 1500 万円、平成 23 年度は 1000 万円に引き上げられます。これにより、冷え込んでいる住宅投資の拡大が期待されます。

4. 平成 22 年度一般会計予算案

平成 22 年度一般会計予算案によれば、公共事業費は前年比 1 兆 2970 億円(18.3%)減の 5 兆 7731 億円と大幅削減となりました。公共事業費は、ピーク時の半分以下になっていると言われており、民間の設備投資、住宅投資も落ち込んでいる中、建設業者にとっては、残念ながらますます厳しい経営環境が続くものと予想されます。

5. 新成長戦略

暮れも押し詰まって、「新成長戦略(基本方針)」が閣議決定されました。これによれば、2020 年度までの平均で GDP 成長率を名目 3%、実質 2%を上回ることを目標に掲げ、名目 GDP を 2009 年見込みの 473 兆円から、2020 年度に 650 兆円とすることを掲げています。需要創出のためのターゲットとしては、①環境・エネルギー分野、②健康(医療・介護)分野、③アジアへの展開、④観光・地域活性化、が掲げられています。また、これら成長戦略を支えるプラットフォームとして、科学・技術および雇用・人材が挙げられています。

ただし、この新成長戦略は文字どおり、「基本方針」であり、具体的な内容、スケジュールや、予算措置などは一切書かれておりません。また、民主党が掲げるマニフェストとの整合性が図られているのかについても疑問が残ります。なお、新成長戦略の具体的なことについては、2010 年 6 月を目途に「成長戦略策定会議」において取りまとめることとされています。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)